

昭和支部ニュース

昭天瑞民商 昭和支部発行 2024/9/25 第15号

税務署交渉に向けて

税務相談停止命令制度(税理士でない者が税務相談を行うことを停止することができる)や確定申告書への收受印の押印拒否など納税者の権利を侵害するような制度が導入されています。

10/7(月)には税務署交渉を行い、私たちの考えを主張します。「收受印継続を求める請願」署名を集めることが力になります。是非ご協力ください。

班活動を復活させよう

9月22日(日)、支部役員3名が集まり、今後の支部活動の在り方について議論しました。現在昭和支部は68名の会員がいて20の班があります。かつて昭和区が一つの単位民商だった頃は班が機能し活動できていたものが、会員数の減少でそれぞれの班がわずか数名あまりとなり、活動を行える状況がありません。班員がより参加しやすいものにするため支部内の班をどうしたらよいか、班の再編成を含め今後も議論を続けていきます。

皆様もぜひご意見をお寄せください。

婦人部支部役員会開催

9/20(金)婦人部の集会があり、4名の参加で「女性差別撤廃条約」の集約、共済会の健診などをテーマに話し合いました。

今後の行事予定

9/29(日) 10:00～	マイナ保険証学習会 昭和生涯学習センター 第二会議室
9/24～10/7	民商健診
11/17(日)	名南日曜検診
11/17(日) 14:00～	前進座公演

税務調査レポート

8月下旬、民商会員本人とその家族、民商事務局長、会員2名が参加。税務署職員は2名。以下、話のたまかな流れ。

事務局長:調査を受けるのにやぶさかではないが、ご本人も調査を受けることに不安を感じているので同席させていただきたい。

税務署職員:あなた方がいては話が進められない。退席を願いたい。

事務局長:ならばふすまを隔てた別室で待機する。

税務署職員:それはだめだ。取引先などの名前がわかってしまう。我々には守秘義務がある。

会員:これまでも別室で待機するような例はあったではないか?

税務署職員:そんな例はない

(過去の事例にも反することを強弁)

その後押し問答が一時間ほど続くが、ご本人の「調査を後日に延ばせない」という事情により、止む無く事務局長と会員2名は退席し、外で待機。ご本人とご家族、税務署職員の4名で調査が進められる。

このように税務調査に仲間が同席することを拒否し、屋外での待機を強制するような強権的な調査が行われています。不当な税務調査を許さない為にも「税務調査についての10の心得」をもう一度確認しておきましょう。お手元がない方は事務局まで。

